

市道路幅員証明手続きは、令和6年3月31日をもって廃止となりました。

一般貨物自動車、一般乗用旅客自動車運送業の許可申請等の際に必要な幅員証明に代わる書類については、近畿運輸局に直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。